

## 平成30年第2回浦幌町議会定例会議案一覧表

(議会提出分)

番号	件名	議決結果	議決年月日
発委第5号	ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書の提出について		
発委第6号	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について		
発委第7号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について		
発委第8号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について		
発委第9号	平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について		
発議第3号	議員の派遣について		
発議第4号	所管事務調査について		

発委第5号

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 6月18日提出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 阿部 優

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

## ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書（案）

北海道は広大な大地を有しているうえ、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題である。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。

このように多くの問題点を有しているにも関わらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の利便と安心・安全が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国においては、地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革）

発委第6号

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 6月18日提出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 阿部 優

浦幌町議会議長 田村 寛邦様

# 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書（案）

平成29年4月に公表された文科省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになった。

こうしたことから、文科省は、中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は「学校における働き方改革特別部会」を設置し、昨年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を公表した。しかし、「中間まとめ」は、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」などについての検討は行ったものの、依然として「給特法」の問題に踏み込んでいない。

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、「給特法」の存在がある。「給特法」は、「正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」（6条1項）と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定している。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、「給特法」は現場実態と著しく乖離している。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務にあたらないとされている。また、「給特法」は、労基法37条を適用除外し「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」（3条2項）と規定していることから、教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしている。現在、教員の時間外労働は、「給特法」制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、「給特法」の見直しは必須である。

第196回通常国会において「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されている。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となる。したがって、学校における「働き方改革」を進めるにあたっても、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされてしかるべきである。何より、「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、殊更厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ない。

こうしたことから、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを行うよう意見する。

記

1 教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法) の廃止を含めた見直しを行うよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

発委第7号

教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 6月18日提出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 阿部 優

浦幌町議会議長 田村 寛邦様

# 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は、平成30年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の近況提言を受け、学校現場の働き方改革に関する予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行った。しかし、この概算要求は実現されず、加配定数1,210人、平成29年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数385人、計1,595人の定数増の内、小学校3～6年の授業増への対応として要求した2,200人についても1,000人にとどまった。これは、自然減は上回るものとの加配定数によるものである。また、財務省・財政審も、平成29年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力で進めるべきとの態度をとっている。

しかし、教職員の7～8割が時間外労働過労死ライン80時間を超えている中、教職員の多忙・超勤実態解消は喫緊の課題である。そのためには、中教審特別部会の緊急提言などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直し、所定勤務時間に収まるよう授業時数・業務総量を削減するとともに、そのために必要な、義務標準法改正を伴う「第8次教職員定数改善計画」の策定による教職員定数改善、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、各自治体から議会意見書などにより多くの声を国にあげていくことが必要である。

また、昨年のO E C D（経済協力開発機構）の発表によると、平成26年日本のG D P比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となつた。その一方、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、日本の教育への公的支出の貧困は明らかである。さらに、昨年9月の厚労省「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、前回調査から若干改善したものの、依然として多くの子どもが未だに貧困状態にある。しかし、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費、校舎等の修繕費がP T A会計などの私費から支出されている実態、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの、対象者等が限定されていることから、未だに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障

されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、以下の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見する。

## 記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請する。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請する。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請する。
- 5 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）

発委第8号

## 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 6月18日提出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 阿部 優

浦幌町議会議長 田村 寛邦様

# 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面している。

一方、公共サービスを提供する人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要である。

こうした状況にも関わらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧される。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではない。

地域で必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割である。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかである。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、このため、政府に以下の事項の実現を求める。

## 記

- 1 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり平成31年10月に実施し、社会保障財源に充てること。
- 2 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。

- 4 住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税を算定すること。
- 6 地域間の財源偏在性のは正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。
- 8 地方自治体の基金は、平成16年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体に関わる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、  
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、  
内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

発委第9号

平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 6月18日提出

提出者 産業建設常任委員会委員長 二 瓶 隆

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

# 平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、平成29年の実質賃金も0.2%減となっている。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも43万人と、給与所得者の約3割に達している。また、道内の非正規労働者86万人（雇用労働者の39.4%）の内、35万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にある。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等でつくる政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を4年連続で表記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額958円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げをはかること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長

発議第3号

## 議員の派遣について

浦幌町議会規則第129条の規定による議員の派遣については、次のとおりとする。

平成30年 6月18日 提出

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦

# 議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

## 1 浦臼町議会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため  
(2) 派遣場所 浦幌町役場  
(3) 期間 平成30年6月27日  
(4) 派遣議員 田村寛邦、森秀幸、阿部優、河内富喜、杉江博、福原仁子、二瓶隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）  
(5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

## 2 北海道町村議会議員研修会及び浦幌町議会議員研修会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため  
(2) 派遣場所 札幌市 札幌コンベンションセンターほか  
(3) 期間 平成30年7月3日～7月4日  
(4) 派遣議員 田村寛邦、森秀幸、阿部優、河内富喜、杉江博、福原仁子、二瓶隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）  
(5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

## 3 議会活性化フォーラム及び議員研修会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため  
(2) 派遣場所 浦幌町コスミックホール  
(3) 期間 平成30年7月18日  
(4) 派遣議員 田村寛邦、森秀幸、阿部優、河内富喜、杉江博、福原仁子、二瓶隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）  
(5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

## 4 まちなかカフェDE議会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため  
(2) 派遣場所 町内  
(3) 期間 平成30年7月21日（まちなかカフェDE議会）  
(4) 派遣議員 田村寛邦、森秀幸、阿部優、河内富喜、杉江博、福原仁子、二瓶隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）  
(5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

## 5 まちなかおじやまD E 議会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため  
(2) 派遣場所 中央公民館  
(3) 期間 平成30年7月25日  
(4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、  
福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）  
(5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

## 6 鳥取県町村議会議長会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため  
(2) 派遣場所 浦幌町役場  
(3) 期間 平成30年8月23日  
(4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、  
福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）  
(5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

## 7 議員研修会及び議会B C Pに基づく防災訓練

- (1) 目的 議会の活性化及び議会B C Pに基づく防災訓練のため  
(2) 派遣場所 浦幌消防署  
(3) 期間 平成30年8月23日  
(4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、  
福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）  
(5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

発議第4号

## 所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会運営委員会並びに各常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、次のとおりとする。

平成30年 6月18日 提 出

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦

# 所管事務調査について

議会閉会中の議会運営委員会並びに各常任委員会の所管事務調査は次のとおりとする。

## 1 議会運営委員会

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) 議会の広聴に関する事項

## 2 総務文教厚生常任委員会

- (1) 認定子ども園の設置及び運営状況
- (2) 浦幌町議会委員会条例第2条第1号に関する事項

## 3 産業建設常任委員会

- (1) 町有林の森林經營計画と管理状況
- (2) 浦幌町議会委員会条例第2条第2号に関する事項